

第 3 1 号 議 案

足立区精神障がい者自立支援センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区精神障がい者自立支援センター条例の一部を改正する条例
足立区精神障がい者自立支援センター条例（平成 9 年足立区条例第 2
6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号を次のように改める。

- （ 4 ） 精神障がい者に対する障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第
1 2 3 号。以下「自立支援法」という。）第 5 条第 1 7 項に規
定する特定相談支援事業に関すること。

第 4 条第 1 項第 1 号中「障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3
号。以下「自立支援法」という。）第 5 条第 1 5 項」を「自立支援法第
5 条第 1 4 項」に改め、同項第 2 号中「第 5 条第 1 6 項」を「第 5 条第
1 5 項」に改め、同項第 3 号中「第 5 条第 2 2 項」を「第 5 条第 2 6
項」に改め、同項第 4 号中「相談支援事業」を「基本相談支援事業」に
改め、同項に次の 2 号を加える。

- （ 5 ） 自立支援法第 5 条第 2 1 項に規定するサービス利用支援事業
に必要な施設
（ 6 ） 自立支援法第 5 条第 2 2 項に規定する継続サービス利用支援
事業に必要な施設

第 6 条第 3 号を次のように改める。

- （ 3 ） 第 4 条第 1 項第 4 号に規定する施設 自立支援法第 5 条第 1
8 項に規定する基本相談支援の便宜の供与を要する者

第 6 条に次の 2 号を加える。

- （ 4 ） 第 4 条第 1 項第 5 号に規定する施設 自立支援法第 5 条第 2

1 項に規定するサービス等利用計画の作成に係る便宜の供与を要する者

- (5) 第 4 条第 1 項第 6 号に規定する施設 自立支援法第 5 条第 2 項に規定するサービス等利用計画の変更その他の便宜の供与を要する者

第 8 条第 1 項第 1 号中「第 2 9 条第 3 項」の次に「第 1 号」を加え、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 第 4 条第 1 項第 4 号に規定する施設 無料

第 8 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 第 4 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定する施設 自立支援法第 5 1 条の 1 7 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額

付 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。